

第186回役員会議事要録

日時 平成29年6月27日(火) 16時00分～16時20分

場所 大学本部棟5階 第1会議室

出席者(役員) 島田学長、早川理事、堀理事、吉田理事、杉山理事、武田理事
(列席者) 鮎川監事、八巻監事、岩崎副学長、白沢学長補佐、小林総務部長、
志村企画課長、深澤特命課長、石原監査課長、石原総務課長

議事要録の確認

第185回役員会(29.5.30開催)の議事要録を確認した。

報告事項

- 1 役員の兼業について
吉田理事から、資料1により報告があった。
- 2 平成29年度学内プロジェクトの決定について
早川理事から、資料2(回収資料)により、研究マネジメント室にて公募及び審査した学内プロジェクト(萌芽的融合研究プロジェクト及び地域振興研究プロジェクト)について決定した旨報告があった。
- 3 URA室の廃止及びURAセンターの設置について
早川理事から、資料3により、『地の拠点』として地域の発展に貢献するとともに、強みのある分野で世界的な水準の教育研究を推進するため、現在のURA室を廃止し、研究支援機能の拡充と新たな融合研究プロジェクトを推進する機能を統合した「URAセンター」を設置する旨、また、これに伴い関連する規則を一部改正する旨報告があった。
 - ・国立大学法人山梨大学研究推進・社会連携機構細則
 - ・国立大学法人山梨大学研究推進・社会連携機構運営委員会要項
 - ・国立大学法人山梨大学研究推進・社会連携機構業務所掌要項
 - ・国立大学法人山梨大学研究マネジメント室細則

審議事項

- 1 平成28事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について
早川理事から、資料4により、各学域等が本学の大学評価基本方針に基づき実施した自己点検・評価結果について、評価室での検討を経て評価本部会議において精査した旨説明があった。また、それらの結果をもとに、国立大学法人評価委員会に提出する標記報告書の原案を作成し6月末日までに提出する旨説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 2 教職大学院の認証評価(案)について
早川理事から、資料5により、5年以内ごとに受審が義務付けられている教職大学院の認証評価について、教員養成評価機構による実地調査が今年度10～11月に行われることに伴い、自己評価書を作成し6月末日までに提出する旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

3 平成 28 年度決算（案）について

杉山理事から、資料 6 により、平成 28 事業年度における財務諸表、決算報告書、事業報告書及び独立監査人と本学監事による監査報告について説明があり、審議の結果、これを承認した。

4 平成 30 年度概算要求（案）について

杉山理事から、資料 7 により、文部科学省から提示された「平成 30 年度国立大学法人運営費交付金等の重点支援に係る概算要求の方向性について」を踏まえ、大学院組織整備等の教育研究組織整備に合わせた機能強化経費・機能強化促進分、及び教育・研究等基盤設備の老朽化対応や附属病院の機能強化の取組支援として、基盤的設備等整備分の各要求事項を戦略ごとに整理した素案について説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、この素案を以って、今後文部科学省への事前相談を進めながら精査していくこととなるが、戦略の予算規模や基盤設備の申請に係る判断については、学長に一任することとした。

5 山梨大学設備マスタープラン（案）について

杉山理事から、資料 8 により、概算要求時に提出する必要があることから、第 3 期中期目標・中期計画に沿い一部修正を行う旨、また、1 年ごとに見直すこととされている本学の設備の現状と分析及び年度別の設備整備計画表について、学域等の回答を踏まえ内容を更新した旨の説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、概算要求における設備整備の優先順位は、学長に一任することとした。

6 財務関係規則の整備（案）について

杉山理事から、資料 9 により、国立大学法人等に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の税制改正に伴い、当該税額控除の対象となる奨学金事業を教育研究支援基金に設置し、文部科学省から証明を受けるため、必要な規則の改正を行う旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

- ・国立大学法人山梨大学教育研究支援基金管理運営規程
- ・国立大学法人山梨大学教育研究支援基金奨学金事業取扱内規

7 施設・スペース使用許可申請の審査（案）について

杉山理事から、資料 10 により、使用者・使用目的の変更に伴う申請 1 件について説明があり、審議の結果、これを承認した。

8 国立大学法人山梨大学個人情報保護規則の一部改正（案）について

吉田理事から、資料 11 により、関連する法律の改正に伴い、標記規則に個人情報の定義をより明確化する条文、要配慮個人情報の取扱いを規定する条文、及び本学が保有する個人情報について、特定個人を識別できないように加工した「非識別加工情報」を提供する制度を導入する条文を追加、修正する旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

※ 次回会議 平成 29 年 7 月 31 日（月）16 時から開催することを確認した。

以上